

本楽団の団員名簿（以下「名簿」という。）の管理については次のとおり取り扱うこととする。

【名簿の保有及び管理について】

- 1 楽団全体の名簿は、団長、インスペクター及びシニアマネージャーが保有し、パートごとの名簿はパートマネージャーが保有する。
- 2 楽団全体の名簿の管理は、シニアマネージャーが行い、パートごとの名簿の管理はパートマネージャーが行う。

【名簿の公開と漏出禁止について】

- 3 名簿は、楽団外には非公開とする。ただし、公共団体等からその業務執行上の必要により提供を求められた場合は、役員会で協議の上、必要とされる範囲の情報を提供することがある。また、楽団用務上必要がある場合は、本人の同意があれば、名簿記載の情報を当該用務を担当する者に提供することができる。
- 4 名簿記載の情報のうち団員の所属パート及び氏名については、楽団内向けHPで公開することとし、その他の情報については、楽団内にも非公開とする。
- 5 団長、インスペクター、シニアマネージャー及びパートマネージャーは、第3項に定める場合の他は団員に対しても保有する名簿の内容を漏出させてはならない。
- 6 名簿の漏出は、関係役員の解任事由とともに、悪質と判断された場合は不適切行為として除名の対象となりうるものとする。
- 7 名簿の漏出があった場合の損害の賠償等については、関係法令に基づくものとする。

【名簿の掲載対象及び掲載事項について】

- 8 名簿には、本楽團に所属し活動している団員及び休団している団員を掲載する。
- 9 名簿の掲載事項は、次のとおりとする。

パート	氏名	休団等	郵便番号	住所	電話番号	携帯電話番号	メールアドレス

【名簿の一斉更新について】

- 10 シニアマネージャーは、毎年定期演奏会後をめどにパートマネージャーに対し名簿の一斉更新を依頼する。
- 11 パートマネージャーは、シニアマネージャーからの依頼に対し、指定された期限までに自パートの名簿の内容を確認し、名簿の電子データを最新の状態に更新の上シニアマネージャーに送付する。
- 12 前項の内容の確認は、名簿の電子データの供覧以外の方法によらなければならない。
- 13 一斉更新のため名簿の電子データの供覧以外の方法で名簿の内容を確認することは、第5項にいう名簿の漏出にはあたらない。
- 14 パートマネージャーは、長期間（概ね1年程度）本楽團の活動に参加していない団員がいる場合は、当該団員に対し活動についての意向確認を行う。
- 15 活動したいという意思はあるものの、年間を通じて練習や演奏会に参加できない団員については、原則としてその状況が解消されるまで休団してもらうことが望ましいものとする。

【名簿の随時の更新について】

- 16 入団、休団及び退団に係る届出の流れは次のとおりである。
 - (1) 入団 入団者 → パートマネージャー → インスペクター → シニアマネージャー
 - (2) 休団 休団者 → パートマネージャー → インスペクター → シニアマネージャー
 - (3) 退団 退団者 → パートマネージャー → インスペクター → シニアマネージャー
- 17 前項の届出があったときは、パートマネージャーは自パートの名簿を最新の状態に更新するとともにその電子データをシニアマネージャーに送付する。
- 18 シニアマネージャーは、パートマネージャーから送付された名簿とインスペクターから送付された届出との内容の一致を確認し、全体の名簿を最新の状態に更新する。

【その他】

- 19 一斉更新と随時の更新の両方を行うことで、名簿の更新もれを回避する。
- 20 シニアマネージャーとパートマネージャーの双方で名簿の内容を確認することで、名簿の更新もれを回避する。
- 21 このマニュアルで定める事項の他、名簿の管理について疑義が生じた場合は、役員会で協議し対応する。